

## 菊川市マスコットキャラクター「きくのん」デザイン等使用要領

(趣旨)

第1条 市長は、菊川市（以下「市」という。）を全国に情報発信するマスコットキャラクター「きくのん」及びロゴマークのデザイン等（以下「デザイン等」という。）を適正かつ効果的に活用するため、デザイン等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 販売をすることを目的としてデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ菊川市マスコットキャラクターデザイン等商品用使用承認申請書(様式第1号)に販売する物(以下「商品」という。)の詳細がわかる書面等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の目的以外のためにデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ菊川市マスコットキャラクターデザイン等一般使用承認申請書(商品以外)(様式第2号)にデザイン等を使用する物(以下、「商品以外」という。)の詳細がわかる書面等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 報道関係機関以外(機関紙、地方広報紙等)で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認める場合
- (3) 前項により承認を受けた商品の完成意匠を、当該商品に関連する広告・宣伝に使用する場合
- (4) 市長が特に必要と認める場合

3 前項のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、市内の行政機関が菊川市マスコットキャラクターデザイン等公共等使用届出書(行政用)(様式第3号)にデザイン等を使用するもののデザインがわかる書面等を添えて届け出、市長が受理する行為に代えることができる。

- (1) 市が業務のために使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体(以下「行政機関等」という。)が使用する場合
- (3) 行政機関等の後援又は共催の承諾を受けた事業にて使用する場合
- (4) 行政機関等の補助、委託等を受けた事業を行う団体が使用する場合
- (5) 前各号に掲げる行為と同等と市長が認める場合

第3条 削除

(使用の承認)

第4条 市長は、第2条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、次項の基準によりその内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

2 デザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用されるおそれのある場合
- (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合

- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
  - (6) デザイン等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
  - (7) デザイン等のイメージを損なうおそれがある場合
  - (8) 立体物で、その表現がデザイン等の立体物と認められない場合
  - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
  - (10) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
  - (11) その他承認することが不相当と認められる場合
- 3 市長は、第1項の規定により適当と認めるときは、使用を承認し、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に、菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により使用の承認をしない場合、菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- （使用の範囲）
- 第5条 使用者は、デザイン等の使用承認を受けた商品及び商品以外（以下、「デザイン等を使用する物」という。）の本体、パッケージ及び広告物等において使用することができる。
- （使用料等）
- 第6条 デザイン等の使用料は、当分の間、無料とする。
- （使用承認の期限）
- 第7条 デザイン等の使用承認の期限は、第4条第3項による使用承認を受けた日から翌年度末までとする。使用承認の申請を行う日が属する年度の翌年度末までの間で市長が別に定める日とする。
- 2 市長は、必要と認めるときは、使用承認の申請を行う日から3年が経過した日が属する年度末まで期限を延長することができる。
- （使用承認期限終了後の処理）
- 第8条 使用承認期限後においてデザイン等を使用する物の在庫が残っているときは、承認の内容を変更しない限り、在庫の販売等を認める。
- （デザイン等の適正使用及び著作権の表示）
- 第9条 使用者は、デザイン等の使用に関して、デザイン等のイメージ及び信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。
- 2 使用者は、物品に関して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他各種法令を遵守しなければならない。
- 3 市長は、使用者のデザイン等の使用方法がデザイン等のイメージ及び信用性を損なうおそれがあるとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。
- 4 使用者は、デザイン等を使用する物の本体、パッケージ及び広告物等につき

れたデザインの脇、その他適切な位置に、それが市の著作物であることを示す「©菊川市(承認番号)」又は「©Kikugawa city(承認番号)」を表示しなければならない。なお、市長は、使用形態を考慮し、デザイン等を使用する物への承認番号の表示を排し、表示を「©菊川市」又は「©Kikugawa city」とする許可を与えることができるが、この場合も、デザイン等を使用する物は第7条及び第8条の適用を受けるものとする。

(デザイン等の名称)

第10条 デザインの名称は「きくのん」とし、使用者は、それ以外の名称を使用してはならない。ただし、名称の前に「菊川市マスコットキャラクター」を付することができるものとする。

(同一性の保持等)

第11条 使用者は、物品の意匠について、別に定める使用マニュアルに従うものとし、本来のデザイン等との同一性を損なわないようにしなければならない。

2 使用者は、デザイン等の使用に関して、市の信用を害することがないように努めなければならない。

3 使用者は、デザイン等を使用する物が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。

4 デザイン等を使用する物が、市の信用を害する、又は市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると市長が認めた場合は、市長は、使用者に対し、デザイン等の使用中止又は使用方法の是正を求めることができる。

(物品の確認)

第12条 使用者は、第4条第3項により使用承認を受けたデザイン等を使用する物の完成品を、使用前に市長に提出しなければならない。ただし、デザイン等を使用する物の性質上の理由等により、完成品を提出することが困難な場合は、市長が指示する方法にて確認を受けなければならない。

2 市長は、前項による確認の結果、デザイン等を使用する物が適正でないとする場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認内容の変更)

第13条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、第4条により審査し、変更使用を認める場合は、菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、変更使用を承認しない場合、菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用変更不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(報告義務)

第14条 市長は、使用者に対し、デザイン等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対して、直ちにそ

の旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき
- (2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき
- (3) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき
- (4) 前3号に定めるもののほか、市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき  
(第三者に対する承認)

第15条 市長は、既に使用者に対して承認したデザイン等を使用する物と同一又は類似の商品等に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。  
(権利設定の禁止)

第16条 使用者は、デザイン等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

- 2 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、デザイン等を使用する物及び使用者に関する市の推奨を意図するものではない。  
(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡、承継又は担保させてはならず、承認に基づくデザイン等の使用权を第三者に対し許諾してはならない。  
(資料の貸与)

第18条 市長は、使用者から、デザイン等を使用する物の開発の参考とするため、デザイン等に関する資料の提供を求められた場合は、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

- 2 使用者は、貸与を受けた資料を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させてはならない。
- 3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた資料を直ちに市長に返却しなければならない。
  - (1) 物品の製造又は販売を終了した場合
  - (2) 業務上の必要により、市から資料の返却を求められた場合
  - (3) 承認が取り消された場合
- 4 使用者の故意又は過失によって、貸与を受けた資料が滅失若しくはき損し、又はその返却が不可能となった場合、使用者は、市長の指定する期間内に、これを原状に復して返却し、又は返却に代えて、その代品を納め、若しくは市に与えた損害を賠償しなければならない。  
(著作権侵害行為への対処)

第19条 市長及び使用者は、第三者によるデザイン等の著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市長は使用者と協議のうえ、使用者のデザイン等の使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。  
(権利侵害の主張への対処)

第20条 使用者は、デザイン等の使用に関して、第三者から権利侵害等の主張が

あったときには、速やかに市長に通知しなければならない。

- 2 前項の場合、市長及び使用者は協力して自己の責任と費用負担において第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第21条 使用者は、第4条に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合(前条の場合を除く。)は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第22条 デザイン等を使用する物の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第23条 使用者は、デザイン等を使用する物の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要領の各条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

- 2 受託者の違反行為により市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第24条 デザイン等を使用する物の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用(弁護士費用を含む。)を支出した場合は、使用者は、市に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認取消(変更)通知書(様式第7号)による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
- (2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
- (4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
- (5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要領の遵守に支障が生じたとき
- (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき
- (7) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (8) 使用承諾に付した条件に違反したとき
- (9) 使用者が第9条第3項、第11条第4項又は第12条第2項による是正の求めに応じなかったとき
- (10) 使用者がこの要領の各条項に違反したとき
- (11) 使用者が重大な背信行為を行ったとき
- (12) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要領の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき

(13) デザイン等に関する市の権限の行使に支障が生じたとき

2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

3 承認の取消しにより、市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 市及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

2 市及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(補則)

第27条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年6月21日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市マスコットキャラクターデザイン等商品用使用承認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名又は氏名

下記のとおり申請します。

使用する商品の種類・品種			
商品名※商品名へ「きくのん」の名称を付すことはできません。			
使用目的及び使用方法			
使用数量			
使用期間（原則申請の翌年度末まで）		年 月 日 ～ 年 月 日	
連絡先	部署名		担当者名
	電話番号		E-mail
添付書類	1 企画書（製造から販売までの内容を詳細に記入） 販売価格（税込み）・製造予定数・販売場所及び販売先・加工食品の製造場所、図案等 2 使用する商品の見本 ※見本を添付できない場合は、写真や印刷原稿等（基本A4版） 3 製造・販売に係る保健所の営業又は製造許可証（写）※保健所等の許可等が必要な場合 4 企業・団体等の概要がわかる書類（パンフレット）、個人の場合はプロフィール		

本申請に当たり、以下を誓約します。

- 1 菊川市マスコットキャラクター「きくのん」デザイン等使用要領の内容を理解し、同要領に従います。
- 2 菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認申請書その他提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 3 菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- 4 その他定めのない事項については、菊川市の指示に従います。

--[菊川市記入欄]-----

可否	承認番号	承認日	デザイン等貸与		完成品等確認		承認取消
			貸与日	返却日	確認日	是正日	
可・否		/	/	/	/	/	/

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
 菊川市マスコットキャラクターデザイン等一般使用承認申請書（  
 商品以外）

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住所又は所在地  
 商号又は名称  
 代表者名又は氏名

下記のとおり申請します。

使用する物の種類					
使用目的及び使用方法					
使用数量					
使用期間（原則申請の翌年度末まで）		年 月 日 ～		年 月 日	
連絡先	部署名			担当者名	
	電話番号			E-mail	
添付書類	1 使用する物の見本 ※見本を添付できない場合は、写真や印刷原稿等（基本A4版） 2 企業・団体等の概要がわかる書類（パンフレット）、個人の場合はプロフィール				

本申請に当たり、以下を誓約します。

- 1 菊川市マスコットキャラクター「きくのん」デザイン等使用要領の内容を理解し、同要領に従います。
- 2 菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認申請書その他提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 3 菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- 4 その他定めのない事項については、菊川市の指示に従います。

--[菊川市記入欄]-----

可否	承認番号	承認日	デザイン等貸与		完成品等確認		承認取消
			貸与日	返却日	確認日	是正日	
可・否		/	/	/	/	/	/



様式第3号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市マスコットキャラクターデザイン等公共等使用届出書（行政用）

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

所轄課名及び課長名 氏 名

菊川市マスコットキャラクター「きくのん」デザイン等使用要領の内容を理解し、同要領に従うことに同意しますので、マスコットキャラクター等の使用を届け出ます。

なお、届出に当たり、以下を誓約します。

- ・使用する物は販売行為を伴うものではありません。
- ・関係する団体等が使用する場合は、所轄課で指導監督を行ないます。

使用物件名				
使用目的及び使用方法				
使用数量				
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
使用団体名 代表者名	※所轄課が直接使用する場合は記入不要			
連絡先	課名		係名	
	担当者名		電話番号	
添付書類	使用する物の見本 ※見本を添付できない場合は、写真や印刷原稿等（基本A4版）			

--[菊川市記入欄]-----

決裁（決裁日： . . ）			回答日	備考
課長	係長	担当	/	

様式第4号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用変更承認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名又は氏名

下記のとおり変更したいので、申請します。

承認番号※使用承認書に記載された番号			
承認を受けた内容		変更内容（変更部分のみ詳しく記載）	
連絡先	部署名		担当者名
	電話番号		E-mail
添付書類	1 使用承認通知書の写し 2 変更の内容が確認できるもの (1) 企画書（製造から販売までの内容を詳細に記入） 販売価格（税込み）・製造予定数・販売場所及び販売先・加工食品の製造場所、図案等 (2) 使用する物の見本 ※見本を添付できない場合は、写真や印刷原稿等（基本A4版）		

本申請に当たり、以下を誓約します。

- 1 菊川市マスコットキャラクター「きくのん」デザイン等使用要領の内容を理解し、同要領に従います。
- 2 菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認申請書その他提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 3 菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- 4 その他定めのない事項については、菊川市の指示に従います。

--[菊川市記入欄]-----

可否	承認番号	承認日	デザイン等貸与		完成品等確認		承認取消
			貸与日	返却日	確認日	是正日	
可・否		/	/	/	/	/	/

様式第5号（第4条、第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用（変更）承認通知書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 図

年 月 日付けで申請のあった菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用（変更）について、次のとおり承認します。

承認番号	
承認年月日	年 月 日
商品等の名称	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用条件	法令及び菊川市マスコットキャラクター「きくのん」デザイン等使用要領及び別に定める使用マニュアルを遵守すること。

様式第6号（第4条、第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用（変更）不承認通知  
書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 図

年 月 日付けで申請のあった菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用（変更）については、次の理由により不承認としましたので通知します。

不承認の理由

様式第7号（第25条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市マスコットキャラクターデザイン等使用承認取消（変更）通知書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 図

年 月 日付けで申請のあった菊川市マスコットキャラクターデザイン等の使用については、次の理由により承認を取消（変更）しましたので通知します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	
承認取消（変更）の理由	